

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種は3月までに済ませましょう

高齢者  
肺炎球菌  
ワクチン  
予防接種  
は、もう  
お済みで  
すか。



今年度  
の高齢者  
肺炎球菌ワクチン予防接種は、3月31日（火）で終了となりますので、早めに接種を済ませましょう。

平成26年度の対象者

田原市に住所があり、過去に23価肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）を接種していない方で次の要件のいずれかに該当する方①平成27年4月1日現在、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方②60歳～64歳の方で心臓、腎臓または呼吸器の機能障害による身体障害者手帳1級をお持ちの方およびヒト免疫不全で同程度の状態にある方▼その他対象の方には、9月に個人通知をしていますが、紛失した方へは再発行をしますので、ご連絡く

ださい。

▼健康課（市役所内）

☎ 23局 3515 FAX 23局 3810

▼健康課（あつみライフランド内）

☎ 33局 0386 FAX 33局 0319

微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の注意喚起 発令時にはご注意ください

PM<sub>2.5</sub>はとても小さな粒子です

冬から春にかけては、PM<sub>2.5</sub>の濃度が高まる可能性がありますので、注意喚起発令の際にはご注意ください。

注意喚起を行う場合の判断方法

● 県内を3区域（尾張、西三河、東三河）に分け、区域ごとに判断されます。（田原市は、東三河区域です。）

● 区域ごとの「早朝午前5時～7時」の1時間値の平均値が85μg/mを超えた場合に発令されます。

● 区域ごとの「午前5時～正午」「午前5時～午後1時」「午前5時～午後2時」「午前5時～午後3時」および「午前5時～午後4時」の各時間帯の1時間値の平均値が80μg/mを超えた場合に、随時、発令されます。

注意喚起情報発令時の注意事項

- 不要不急の外出は控えましょう。
- 屋外での激しい運動をできるだけ減らしましょう。
- 窓の開閉を減らしましょう。
- 外出する場合は、マスクを着用しましょう。

※呼吸器系や循環器系に疾患のある方、小さなお子さんや高齢の方は、体調に応じて、より慎重に行動するよう心がけてください。

環境政策課

☎ 23局 3541 FAX 23局 0180

「広報たはら」声の広報「広報あいち」音声コード版

視覚障害のある方向けに、「広報たはら」では、カセットテープに音声吹き込んだ声の広報を作成しています。また、「広報あいち」の音声コード版もあります。

貸し出しまたは個人宅への送付をご希望の方は、お気軽にご連絡ください。

広報秘書課

☎ 22局 0138 FAX 23局 1691

地域福祉課

☎ 23局 3697 FAX 23局 3545

新小学校1年生の医療費受給者証の更新

4月に小学校へ入学されるお子さん（平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の「子ども医療費受給者証」の有効期限は、3月31日（火）です。中学校卒業までの「子ども医療費受給者証」の交付を受けるには、更新申請が必要となります。



該当するお子さんの保護者の方に申請用紙を郵送しますので、更新申請を行ってください。申請する際には、必ずお子さんの保険証のコピーを添付してください。

なお、身体障害者手帳1～3級または4級（腎臓機能障害）、4～6級（進行性筋萎縮症）、療育手帳AまたはB判定、母子家庭等医療費受給者のお子さんについては、障害者医療、母子家庭等医療への切り替えとなりますので、別途通知します。生活保護世帯、児童養護施設に入所しているお子さんについては、申請の必要はありません。

保険年金課

☎ 23局 3514 FAX 23局 0180